

子どもたちの未来をはぐくむ 家庭教育

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点です。教育委員会では、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、家庭教育を支援する取り組みを行っています。

問合せ 市教委教育支援課 (☎23-5189)



このシンボルマークは、釧路の子どもたちが「早寝・早起きをして、朝から元気いっぱい朝ごはんを食べて、1日を元気に過ごして欲しい」という願いを込めて市章を取り込んで作られた、釧路市独自のマークです。

ご利用ください!! 家庭教育講座「ほわっと」～共に育てるくしろの子～

「ほわっと」は、「子育てを頑張っている方々に、子育ての元気パワーを送りたい!」という思いを込めて、教育委員会の家庭教育推進員が保護者や地域の方々が集まる場所を訪問し、家庭教育に関する講話や活動を行う講座です。小学校入学前から中学生の子どもがいる保護者向けのメニューを用意しており、講座時間や内容はニーズに応じて調整します。子育て中の保護者の方々だけでなく、子育ての第一線を退き、子育てを見守る側になられたシニアの方々の集まりや、地域で子育ての大切さを学ぼうとされる町内会の集会などでも実施できますのでお気軽にお申し込みください。※申込書は市ホームページからダウンロードできます。

講座メニューの例

入学前の子どもがいる保護者向け

- ① 生活習慣の大切さ
- ② 子どもの体力づくり
- ③ 子どもとの関わり方

小学生の子どもがいる保護者向け

- ④ 生活習慣と学力
- ⑤ 子どもの体力づくり
- ⑥ 子どもや学校との関わり方

中学生の子どもがいる保護者向け

- ⑦ 生活習慣と学力
- ⑧ 子どもとの接し方
- ⑨ 家庭におけるネットモラル

【釧路小学校】～ネットモラルワークショップ～

「子どもと携帯ゲーム機」をテーマに講座を行いました。途中、わが家の携帯ゲーム機の使用状況について、グループで意見交換を行いました。参加者からは、家庭のルールについて、「時間貯金」や「キッチンタイマーの活用」など、貴重なご意見をいただきました。



【大楽毛小学校】～地域住民の参加～

事前に地域にご案内させていただき、地域の幼稚園・保育園の保護者の他、地域のシニアの方々にも参加いただきました。「生活習慣と学力」をテーマに講座を行い、参加者それぞれの立場から、子どもと関わることの大切さを共有していただきました。



地域発! 家庭教育支援の取り組み～登下校の見守り&あいさつ運動～

●鳥取小学校～83運動～

「83(はちさん)運動」は、「朝8時と午後3時は、子どもの登下校を地域みんなで見守りましょう」という運動です。



今年は、パトロール隊の方々に加え、日本製紙クレインズの選手の方々にご協力をいただき、子どもたちの見守り活動を行っていただきました。

●中央小学校～愛と幸せのネットワーク～

「愛と幸せのネットワーク」は、町内会等地域住民による自主防犯ボランティア団体です。



平成18年の設立以降、毎日の登下校時の見守りの他、定期的なあいさつ運動を通して地域の子どもたちを支援していただいています。

登下校の見守り・あいさつ運動は、学校ごとに町内会や学校支援ボランティアの方々を中心となり行っていただいています。

処置拡大認定救急救命士による業務の開始について

問合せ 市消防本部警防課 (☎23-0432)

市消防本部では、市民の皆さんの救命率向上を図るため、救急救命士の処置範囲拡大に努めていますが、このたび、11月1日から処置拡大認定救急救命士^(※)による「血糖値測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与」および「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」の業務を開始しました。

今後も救急業務の高度化に一層努めてまいりますので、市民の皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



●「血糖値測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与」とは

- ①一定の意識障害を認める患者に対し血糖値を測定することがあります。
- ②測定後、数値が一定以下かつ推定を含む15歳以上の場合は、医師の指示を得てブドウ糖を投与することがあります。

●「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」とは

これまで、心肺機能停止状態に限られていた点滴処置が、患者の年齢(推定を含む15歳以上)や病態等を考慮し、医師の指示を得て心肺機能停止前に行うことがあります。

(※) 救急救命士が行う救急救命処置の範囲が拡大され、上記の2処置が新たに追加されました。「処置拡大認定救急救命士」とは、この処置を行うことができる認定を受けた救急救命士です。

消防団員募集中!

問合せ 市消防本部総務課 (☎23-0424)

安全で安心なまちづくりのために入団しませんか!



●入団資格

18歳以上55歳未満の方

●入団後の待遇について

- ・年間一定額の報酬と災害や訓練に出勤した場合には手当が支給されます。
- ・5年以上勤務し退団した場合には、退職報償金が支給されます。
- ・消防団活動に必要な被服が支給、貸与されます。

※釧路市の消防団で活躍している団員のうち、約6割がサラリーマンの方々です。家庭や仕事に支障が無い範囲の活動が可能です。

歳末火災予防特別警戒

問合せ 市消防本部予防課予防広報担当 (☎23-0426)

12月15日(火)～31日(木)

年末は何かと慌ただしく、注意力も散漫になり、ちょっとした不注意から火災が発生していますので、火の元には十分注意しましょう。